

学会賞規定

平成 9 年 10 月 25 日(制定)
平成 12 年 10 月 29 日(改訂)
平成 25 年 11 月 7 日(改訂)
平成 29 年 3 月 21 日(改訂)

(設置)

第 1 条 本学会にバイオメディカル・ファジィ・システム学会賞を設ける。

(目的)

第 2 条 学会賞は本学会の発展に関する貢献、あるいは医療、人間生活、感性、感情等の領域やそれに関連するファジィ理論、ニューラルネットワーク、カオス理論を含むソフトコンピューティング等の分野において、学問的及び技術的に貢献するところが大きいと認められる業績を表彰し、学会及び学術の発展をはかることを目的とする。

(学会賞の種類と決定)

第 3 条 学会賞は次のものとする。

功労賞：本学会の発展に指導的役割を果たすとともに、本学会が関与するバイオメディカルの分野の発展に顕著な貢献を成した者に贈呈する。

貢献賞：本学会の発展に貢献した者に贈呈する。

論文賞：本学会が関与するバイオメディカル分野の発展に顕著な貢献を成した論文著者に贈呈する。

会員奨励賞：優れた研究成果を報告する若手正会員に贈呈する。

学生奨励賞：年次大会で優れた研究成果を報告した学生に贈呈する。

第 4 条 学会賞は毎年 1 回決定される。ただし、該当者がいないこともある。

(表彰の公表)

第 5 条 受賞者は総会において表彰され、本会の会誌もしくは Web ページにおいて公表される。

(審査機関)

第 6 条 本学会賞を審査するため、本会会長は審査機関を設置し、受賞候補者を審議する。ただし、本会会長は、会員奨励賞および学生奨励賞の審議を当該選考委員会に委嘱する。

(受賞の決定)

第 7 条 学会賞受賞者の決定は、選考委員会の報告に基づき理事会が行う。

(規定の改廃)

第 8 条 本規定の改廃は理事会の議決を経るものとする。

付則 本規定は平成 9 年 10 月 25 日より施行開始、平成 12 年 10 月 29 日改定施行する。

付則 本規定は平成 25 年 11 月 7 日より施行する。

付則 本規定は平成 29 年 3 月 21 日より施行し、それ以前に贈呈した感謝状は貢献賞に読み替える。